

八王子市立長沼小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法(H25)
- いじめ防止等のための基本的な方針(H29 改定)
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29)
- 不登校重大事態に係る調査の指針(H28)
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例(H26)
- 東京都いじめ防止対策推進基本方針(H26)
- 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例(H29)
- 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

八王子市立長沼小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
本市「いじめを許さないまち八王子条例」第6条(学校及び学校の教職員の責務)に基づき、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であるという基本的認識のもと、いじめを見逃さない・許さないという強い意識をもち、全教職員が一致して対応する。
- 令和8年度の重点項目
「学校いじめ対策委員会」を中心に、学校体制としての組織的対応と諸機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見と早期対応・いじめ解消までの継続対応と再発防止に努める。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- いじめの未然防止の取組の充実
いじめを自分たちで防ぐことができる児童を育てるために、毎月のあいさつ運動や日常の言葉遣いの指導、道徳や特別活動をはじめとする教育活動全体の中でいじめの未然防止の取組をさらに充実させる。
- いじめに対する、迅速で丁寧な対応の徹底
「子ども見守りシート」や学期に1回行う「いじめアンケート」、毎日の児童の様子や保護者との情報交換等から児童の変化に気づき、毎週の学校いじめ対策委員会等を活用して全教職員で共通理解し、さらに迅速に丁寧に対応する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 15時から
※必要に応じて、臨時に行う。
- 構成員 校長、副校長、SCを含む全職員
※いじめ対策コーディネーターが対策委員会を運営する。
★全教員で共通理解を図る。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- ①事実確認(当事者の聞き取り)
心のケア(被害児童)・指導(加害児童)・全体指導(学年学級)等
- ②保護者への連絡(電話・第一報)
- ③臨時学校いじめ対策委員会の招集 ※重大事態の場合は、市教育委員会へ報告
- ④保護者への報告(面談)(現状報告・今後の対応等)
- ⑤いじめ対応(3か月を目途に対応・保護者へ定期報告)
- ⑥いじめ解消(3か月後、児童・保護者と確認)
- ⑦再発防止のための継続見守り

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「いじめへの組織的な対応・重大事態の理解と対応」
- 5月 「命の大切さを考える日」の実践について
- 8月 「新学期における実態把握」
- 12月 「冬季休業中の児童理解と対応」
- 1月 「新学期における実態把握」
- 3月 「春季休業中の児童理解と対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

他人の心や体を傷つけ、人権を侵害するいじめという行為は人間として許されないことを理解して、いじめを「しない・させない・見逃さない」児童を育てるために、全学年・毎学期、いじめ防止等に係る授業を繰り返し行う。セーフティ教室や各教科の授業の中で児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。「SNS長沼ルール」を周知する。

SOS の出し方に関する授業

全学級で、心のSOSを発信する授業(年間1回以上・4月中旬)・いじめ防止に関する授業(毎学期)を行うことにより、悩みを一人で抱え込むことがないようにするとともに、善悪を見極め、思いやりをもつ児童を育成する。温かな学級・学年等、学校環境を整え、SOS を気軽に発信できるようにする。SC による5年生との全員面接を5月に行い、大人にSOSを出しやすい環境をつくる。

いのちの大切さを共に考える日の取組

「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月1日に設定し、かけがえのない『いのち』の重さ、尊さを深く考える機会として、朝会の校長講話で全校児童に伝える。また、全学年・全学級で道徳の授業としても取り組む。各学級で「生命尊重」の心がもてるように学習を行う。また、保護者・地域も含め、大人も一緒に考える機会とする。

児童の自己肯定感を高める取組

特別な教科道徳の時間や本校の特色であるロング昼休み・縦割り活動を通して、人権教育の充実を図る指導を計画的に行い、児童に思いやりの心情を育成し、認め合える人間関係・学校風土をつくる。理解がゆっくりな児童は、「長沼タイム」「おもだか教室」「学習用端末」の有効活用を行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。